

令和2年度ドライブレコーダー機器導入促進事業実施要領

令和 2年 4月 1日
(公社) 福島県トラック協会

1 助成制度の対象

令和2年4月1日から令和3年2月28日の間に、ドライブレコーダー機器導入を実施する会員事業者。

ただし、入会后6ヶ月以上で会費の未納がないこと。

2 助成金予算額

21,000,000円

3 助成対象機器（別紙参照）

映像や走行に関するデータを記録できるドライブレコーダー車載器

4 助成額 下記のとおりとする（消費税は対象外）

1会員15台を限度とする。

機能別助成額表

機器の分類	1 台当たりの助成金上限額		備 考
	国の補助金を受けない場合の助成額	国の補助金を受ける場合の助成額	
簡 易 型	1 0 , 0 0 0 円		車載端末機 1 セットの 2 分の 1（千円未満切 捨て、1 台毎に計算）
標 準 型	2 0 , 0 0 0 円		
運行管理連携型	4 0 , 0 0 0 円	2 0 , 0 0 0 円	

5 実施期間

令和2年4月1日から令和3年2月28日までの間に導入された機器

申請期限：令和3年2月28日までに提出

ただし、上記期間内であっても予算額に達した場合は、その時点で終了とする。

※前年度分は対象外となります。また、次年度への持越しは致しません。

6 導入効果等の報告

助成金の交付を受ける事業者は、別に定める調査票に基づき、機器導入の効果等の報告をすることとなります。

7 その他

車載端末機1セットの内容は、機器本体、取付け部品、メモリーカード等その他車に取付ける際の費用をいう。